

令和4年度 8月補正（第4号）の概要（専決処分）

I 一般会計補正予算（第4号）

1 補正予算編成の考え方

新型コロナウイルス感染症対策として、感染急拡大に伴い、医療提供体制・感染拡大防止対策に係る既存事業の予算を増額するため、令和4年度一般会計補正予算（第4号）を編成する。

なお、経費の執行にあたっては、予算の補正が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、この補正予算は、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分を行う。

2 補正予算の内容

○ 新型コロナウイルス感染症への対応に係る補正予算 148,149 千円

（1）医療提供体制・感染拡大防止対策の充実	148,149 千円
・感染症対策事業費	148,149 千円
感染者数の増加に伴い自宅療養者への配食サービス及びパルスオキシメーター貸与の件数が増加していることから、9月末までの事業実施に要する予算を増額する。	

3 補正予算の規模

（単位：千円）

現在予算額	補正予算額	補正後予算額
214,877,498	148,149	215,025,647

4 歳入歳出補正予算額

（単位：千円）

歳 入		歳 出	
款	補正予算額	款	補正予算額
県支出金	148,149	衛生費	148,149
合 計	148,149	合 計	148,149

5 費目別事業概要

衛生費 148,149 千円

感染症対策事業費 148,149 千円

感染者数の増加に伴い自宅療養者への配食サービス及びパルスオキシメーター貸与に係る予算を増額する。

6 専決処分日

令和4年8月17日